（別紙様式4）

令和8年10月30日

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
福井美容ビューティー保育専門学校	平成8年12月11日	大原　陵路	〒　910-0005 （住所）　福井県福井市大手2丁目9番1号 （電話）　0776-21-0001
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人大原学園	昭和54年4月1日	中本　毎彦	〒　101-0065 （住所）　東京都千代田区西神田1丁目1番3号 （電話）　03-3295-6266

分野	認定課程名	認定学科又は専攻科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度
衛生	衛生専門課程	ビューティー科エステコース	平成23(2011)年度	－	平成30(2018)年度

学科又は専攻科の目的	教育基本法および学校教育法に基づき、エステ、メイク、ネイル、ブライダル並びにこれらビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、有為な産業人の育成を目的とする。
学科又は専攻科の特徴（主な教育内容、取得可能な資格　等）	ビューティー業界で必要となるエステ、メイク、ブライダルの知識と技術を習得する。 認定エステティシャン（フェイシャル、ボディ）、日本メイクアップ技術検定2級・3級、ネイリスト技能検定2級・3級、ジェルネイル検定初級・中級、ブライダルコーディネート検定3級

修業年限	昼夜の別	全課程の修了に必要な総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2　年	昼間	62　単位	42 単位	11 単位	29 単位	0 単位	0 単位

学生総定員	学生実員(A)	留学生数(学生実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率
40 人	32 人	0 人	0 %	9 %

就職等の状況

■卒業者数 ©	9	人
■就職希望者数 (D)	9	人
■就職者数 €	9	人
■地元就職者数 (F)	8	人
■就職率 (E/D)	100	%
■就職者に占める地元就職者の割合 (F/E)	89	%
■卒業者に占める就職者の割合 (E/C)	100	%
■進学者数	0	人

■その他

（令和　　7 年度卒業者に関する令和８年５月１日時点の情報）

■主な就職先、業界等

（令和7年度卒業生）

（株）Lady Bird、（株）アース、TBCグループ他

当該学科又は専攻科のホームページURL	https://www.o-hara.ac.jp/senmon/school/fukui_iryo/

企業等と連携した実習等の実施状況（A、Bいずれかに記入）

総単位数		62 単位
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	4 単位
	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位
	うち必修単位数	62 単位
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	4 単位
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位
	（うち企業等と連携したインターンシップの単位数）	0 単位

教員の属性（専任教員について記入）

① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	（専修学校設置基準第41条第1項第1号）	1 人
② 学士の学位を有する者等	（専修学校設置基準第41条第1項第2号）	0 人
③ 高等学校教諭等経験者	（専修学校設置基準第41条第1項第3号）	1 人
④ 修士の学位又は専門職学位	（専修学校設置基準第41条第1項第4号）	0 人
⑤ その他	（専修学校設置基準第41条第1項第5号）	0 人
計		2 人

上記①～⑤のうち、実務家教員（分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定）の数	1 人

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

○教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携

（1）教育課程の編成における企業等との連携に関する基本方針及び教育課程編成委員会等の位置付け

a.教育課程編成委員会を年2回以上開催しているか。	している
開催日時実績	第1回　令和8年8月5日　14:25～16:00　第2回　令和8年12月4日　14:00～15:30
b.教育課程編成委員会に、以下①～③の類型に該当する企業等委員が参加しているか。 ※①から③において、①又は②から1人、③から1人が委員として参画している場合、「している」を選択。 ※①又は②から1人、③から1人が委員として参画していない場合、「していない」を選択。	している
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）	
②学会や学術機関等の有識者	
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員	
c.学校の教育課程編成の責任者が委員参加しているか。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.教育課程編成委員会の議事を記録し、学内回覧等しているか。	している
f.企業等委員の意見を教育課程編成見直しに反映しているか。	している
g.次の教育課程編成委員会に、教育課程編成の見直し結果等を報告しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和8年10月30日

名　前	所　　属	任期	種別
芦田　貴子	一般社団法人JMA	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）	①
藤山　健	キムラ株式会社	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）	③
大原　陵路	福井美容ビューティー保育専門学校　校長		ー
由井　正之	福井美容ビューティー保育専門学校　教務部長代理		ー
成田　裕行	福井美容ビューティー保育専門学校　教務課長		ー
山西　洵	福井美容ビューティー保育専門学校　教務課長補佐		ー

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。）

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針及び実習・演習等における企業等との連携内容

a.実習等又は演習の形態の授業で企業等連携を行っているか。	している
b.企業等と連携を行う際は、企業等との組織的な協定や契約を締結しているか。	している
c.企業等との連携内容を、連携先企業等との文書等で明示的に合意しているか（連携のマニュアル、手引き等定めているか）。	している
d.教育課程や学生の学修成果等に関する現状や情報、データを教育課程編成委員会の委員に提示しているか。	している
e.企業等の講師に対して事前打ち合わせや研修を行っているか。	している
f.企業等連携の実習・演習等の内容を学校側は適切に確認しているか（教員の見回り実施、実習日誌の作成等）。	している
g.企業等連携の実習・演習等における成績評価について、企業等と協議を行っているか。	している
h.適切な企業等連携の実習・演習となるよう、必要に応じて連携先企業等を見直しているか。	している

（特筆すべき工夫等）

（2）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	企業連携の方法	科目概要	連　携　企　業　等
ブライダル基礎	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	挙式をはじめ、ブライダルに関わる総合的な知識習得を目的とする。その中でも、ブライダル基礎においては基礎的部分の知識習得を目的とする。	全日本ブライダル協会福井県支部
ブライダル応用	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	挙式をはじめ、ブライダルに関わる総合的な知識習得を目的とする。その中でも、ブライダル応用においては応用的部分の知識習得を目的とする。	全日本ブライダル協会福井県支部
フットケア	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	フットケアについての様々な手技を習得することを目的とする。お客様の状態に合わせた施術選択をできるようになるために実践的にトレーニングを行う。	渡辺　晶子

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）認定専門課程等の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。
「大原学園　教職員研修規程」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示または本人の意志により、公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。校内、校外において学園が企画する研修は下記のとおり。
①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
②大学教授等、専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施
③学内に設置される附帯教育講座を利用しての自己啓発
実務に関する研修、指導力の修得・向上のための研修について、さらに効果的な研修にするため、研修回数の増加や日程変更などの見直しを実施している。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	JMA技術確認講習、講師会	連携企業等：	一般社団法人JMA
期間：	令和7年8月4日（月）	対象：	ビューティー・ブライダル系教員
内容	・授業導入にあたってのポイント、検定対策指導に関するポイントの講習 ・検定試験の改定内容の報告		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	ストレスと学生支援	連携企業等：	仁愛大学
期間：	令和7年12月18日（木）	対象：	全職員
内容	学生のストレスの種類を確認し、早期発見による学生支援の手法を学ぶ。		

（3）研修等の計画
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：	JMA技術確認講習、講師会	連携企業等：	一般社団法人JMA
期間：	令和8年7月31日（金）	対象：	ビューティー・ブライダル系教員
内容	・授業導入にあたってのポイント、検定対策指導に関するポイントの講習 ・検定試験の改定内容の報告		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：	信頼関係を築くコミュニケーション研修	連携企業等：	仁愛大学
期間：	令和8年12月10日　（予定）	対象：	全職員
内容	生徒対応で活かすアサーション、怒りやストレスへのセルフマネジメント、チームで支える教員間コミュニケーション等		

4.「当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。」関係

○学校関係者評価

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	
(1)教育理念・目的・目標	
1　教育理念、目的及び目標の設定等	
①教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	同内容評価項目を設けている
(2)学校運営	
1　教育課程の編成と授業科目	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成したうえで、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	同内容評価項目を設けている
2　教育の実施	
①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位数の総授業単位数に占める割合を具体的に設定していること。	同内容評価項目を設けている
3　単位・卒業認定	
①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む習得させる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	同内容評価項目を設けている
4　学修成果目標の達成状況	
①卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得(資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得を含む。)についての目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
②学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	同内容評価項目を設けている
(3)学生の受入れ、学生支援	
1　学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	
①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、合否を決定していること。	同内容評価項目を設けている
2　自主的な学習の促進に対する支援	
①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　多様な学生に対する支援	
①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。　※任意項目	同内容評価項目を設けていない
4　学生生活に関する支援	
①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	同内容評価項目を設けていない
②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	同内容評価項目を設けている
③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。　※簡易評価項目	同内容評価項目を設けている
④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	同内容評価項目を設けている

(4)教育実施組織・教員	
1　教員の配置、募集、採用	
①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等(教員の採用基準等)を整備し、適正に運用していること。	同内容評価項目を設けている
②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　教員の組織編制等	
①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	同内容評価項目を設けている
②教員間で連携、協力体制を構築していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　教員の資質の向上	
①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
③教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
(5)教育環境	
1　教育環境の整備	
①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	同内容評価項目を設けている
②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
2　安全対策、防災組織	
①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	同内容評価項目を設けている
②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
3　施設・設備等の点検、改善等	
①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。※任意項	同内容評価項目を設けている
②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。※任意項目	同内容評価項目を設けている
(6)教育活動の基盤と改善・向上の取組	
1　中期事業計画と財務基盤	
①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	同内容評価項目を設けている
2　学校運営	
①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること(職業教育に関するマネジメント(教育の企画・設計・運営等)における責任体制を含む。)。	同内容評価項目を設けている
3　学校評価の実施と改善活動	
①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている
②特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	同内容評価項目を設けている
③学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	同内容評価項目を設けている
④学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	同内容評価項目を設けている
4　社会からの理解と情報の公表	
①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	同内容評価項目を設けている
②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得るよう取組んでいること。 ※任意項目	同内容評価項目を設けている

（3）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和8年10月30日現在

名　前	所　　属	任期	種別
藤山　健	キムラ株式会社	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）	企業等委員
大嶋　歩	合同会社a.n.d.	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）	企業等委員
細野　敬治	株式会社セツコ	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）	企業等委員
藤澤　賢之	社会福祉法人　ふじ乃里　ふじこども園	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年）	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
公表時期	令和8年10月30日		

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）情報提供

情報提供方法	ホームページ	「その他」の場合	ー
公表URL	https://www.o-hara.ac.jp/about/hyoka/		
公表時期	令和8年10月30日		

授業科目等の概要

	（衛生専門課程 ビューティー科エステコース）															
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○	－	－	ビジネス教養Ⅰ	電卓検定・漢字検定の合格に向けての授業実施およびペン字の演習	1通	4	4	○	△	－	○	－	○	－
2	○	－	－	ビジネス教養Ⅱ	電卓検定・漢字検定の合格に向けての授業実施	2前	1	1	○	△	－	○	－	○	－
3	○	－	－	ビジネスマナー	ビジネスマナーについて基本的知識を学ぶ	2後	1	1	○	△	－	○	－	○	－
4	○	－	－	Ｗｏｒｄ基礎	MOS Word試験に合格するために必要な操作に関する総合的な知識を身につけるための演習	1通	1	1	△	－	○	○	－	○	－
5	○	－	－	Ｅｘｃｅｌ基礎	MOS Excel試験に合格するために必要な操作に関する総合的な知識を身につけるための演習	2通	1	1	△	－	○	○	－	○	－
6	○	－	－	サービス接遇	お客様に対するホスピタリティを向上すべく、サービス接遇検定２級の内容を理解することを目的とする。	2後	2	2	○	－	－	○	－	○	－
7	○	－	－	就職実務Ⅰ	社会が求める人材になるために就職活動における準備、書類の作成、応募の仕方など基本から学ぶ	1後	1	1	○	－	－	○	－	○	－
8	○	－	－	就職実務Ⅱ	就職活動本番に対する対策授業、納得がいく就職活動となるように授業を実施する	2通	2	2	○	－	－	○	－	○	－
9	○	－	－	検定対策（エステ）	認定フェイシャル（ボディ）エステティシャン、合格に向けての授業実施	2前	1	1	○	－	－	○	－	○	－
10	○	－	－	ブライダル基礎	ブライダル業における知識と技能の習得を目的とし、各ブライダル業界就業者による授業の実施	1通	1	1	○	－	△	○	－	○	－
11	○	－	－	ブライダル応用	ブライダル業における知識と技能の習得・ブライダルコーディネート技能検定対策	2通	2	2	○	－	△	○	－	○	－

12	○	－	－	エステティック理論	エステティシャンになるにあたり、必要な知識を総合的に理解をすることを目的とし認定講師・認定エステティシャンによる授業を実施	1通	2	2	○	－	－	○	－	－	○
13	○	－	－	フェイシャルエステティック理論	フェイシャルエステに関する基礎知識の習得を目的とし、認定講師・認定エステティシャンによる授業を実施	1前	1	1	○	－	－	○	－	－	○
14	○	－	－	フェイシャルエステティック実習	フェイシャルエステについての様々な手技を習得することを目的とし、認定講師・認定エステティシャンによる授業の実施	1通	3	3	－	－	○	○	－	－	○
15	○	－	－	フットケア	フットケアについての様々な手技を習得することを目的とし、認定講師・認定エステティシャンによる授業の実施	1前	1	1	－	－	○	○	－	－	○
16	○	－	－	ボディエステティック理論	ボディエステに関する基礎知識の習得を目的とし、認定講師・認定エステティシャンによる授業を実施	1後	1	1	○	－	－	○	－	－	○
17	○	－	－	ボディエステティック実習	ボディエステについての基本的な手技を習得することを目的とし、認定講師・認定エステティシャンによる授業を実施	1通	2	2	－	－	○	○	－	－	○
18	○	－	－	エステティック実習	トータルエステについての応用的な手技を習得することを目的とし、認定講師・認定エステティシャンによる授業を実施	2通	3	3	－	－	○	○	－	－	○
19	○	－	－	メイクアップ理論Ⅰ	日本メイクアップ技術検定３・２級の合格に向けての授業実施	1前	2	2	○	－	－	○	－	○	－
20	○	－	－	メイクアップ理論Ⅱ	メイクの基礎知識をもとに、現場で活用できる知識を深める授業の実施	2前	2	2	○	－	－	○	－	○	－
21	○	－	－	メイクアップ実習Ⅰ	日本メイクアップ技術検定３・２級の合格に向けての授業実施	1通	4	4	－	－	○	○	－	○	－
22	○	－	－	メイクアップ実習Ⅱ	メイクの基礎知識をもとに、現場で活用できる知識を深める授業の実施	2通	2	2	－	－	○	○	－	○	－
23	○	－	－	ネイル実習	ネイリスト技能検定３・２級の合格に向けての授業実施	1通	4	4	△	－	○	○	－	○	－
24	○	－	－	ジェルネイル	ジェルネイル技能検定初級の合格に向けての授業実施	2通	2	2	△	－	○	○	－	○	－
25	○	－	－	パーソナル基礎Ⅰ	パーソナルカラリスト検定3級の合格に向けての授業実施	1前	1	1	○	△	－	○	－	－	○

26	○	－	－	手書きPOP	ＰＯＰ広告クリエイター技能審査試験合格に向けての授業を実施	2前	1	1	△	○	－	○	－	○	－
27	○	－	－	秘書概論	秘書検定3級の合格に向けての授業実施	2前	2	2	○	－	－	○	－	○	－
28	○	－	－	イベント実務	ビューティーコレクションに向けての授業を通して、技術力、表現力、協調性の向上を図り、ビューティーコレクションの完成度を高める	2前	3	3	－	○	－	○	－	○	－
29	－	○	－	認定エステ	エステティックセンター試験の合格に向けての授業実施	2通	2	2	△	－	○	○	－	－	○
30	－	○	－	ビューティーメイク	日本メイクアップ知識検定ベーシックの合格に向けての授業実施	2通	2	2	△	－	○	○	－	○	－
31	－	○	－	ネイル演習	ネイリスト技能検定２級、ジェルネイル技能検定中級の合格に向けての授業実施	2通	2	2	－	－	○	○	－	○	－
32	－	○	－	ブライダル総論Ⅰ	ブライダル検定２級はブライダルにおける基礎的な総合知識を問う検定であり、この検定合格に向けた知識習得を目的とする。	1通	2	2	○	－	－	○	－	○	－
33	－	○	－	ブライダル総論Ⅱ	ブライダル実務検定１級の合格に向けての授業実施	1後	1	1	○	－	－	○	－	○	－
34	－	○	－	ブライダル業界研究	ブライダル業界についての研究およびリゾート挙式を通じて実践的な知識やスキルを学ぶ	1後	1	1	△	○	－	－	○	－	○
35	－	○	－	ウエディングプランニング	プランニング力を上げるための講義・実技指導を行う	2前	1	1	○	－	－	○	－	－	○
36	－	○	－	ブライダル業界研究	ブライダル業界についての研究およびリゾート挙式を通じて実践的な知識やスキルを学ぶ	1後	1	1	△	○	－	－	○	－	○
37	－	○	－	ウエディングプランニング	プランニング力を上げるための講義・実技指導を行う	2前	1	1	○	－	－	○	－	－	○
38	－	○	－	ブライダルヘアメイク	イメージに合ったメイクを学びウエディングヘアメイクを学習する	2後	2	1	○	－	－	○	－	－	○
合計					38　科目　　68　単位										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	卒業の認定は、修業年限以上在学して以下に定める単位数以上を修得し、卒業審査に合格した者について校長が行う。	１学年の学期区分	2 期
履修方法：	学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。 また、学業成績の判定は、秀・優・良・可・不可の５種をもってこれを表し、秀は９０点以上、優は８０点以上、良は７０点以上、可は６０点以上、不可は６０点未満とする。授業科目の成績は前項の５種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりＧＰ（Grade-Point）を与える。	１学期の授業期間	22 週